

おだ たか ひさ
小田貴久



神奈川県議会では、令和6年10月から11にかけて令和5年度決算特別委員会が開催されました。かながわ未来会派の一員として質疑を行いましたので、報告いたします。

県の盛土対策の取組について

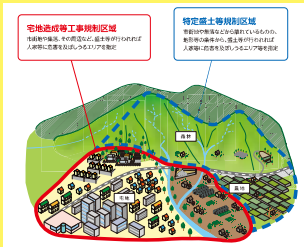
令 和3年に静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、宅地造成及び特定盛土等規制法、いわゆる「盛土規制法」が令和5年5月に施行された。そこで、令和5年度「宅地造成及び特定盛土等規制法関連事業費」に関連して、県の盛土対策の取組について質問する。

Q：宅地造成及び特定盛土等規制法関連事業費の令和5年度の決算額は、4300余万元とこのことだが、どのような事業を行ったのか。

A：いわゆる盛土規制法の運用開始に向け、規制区域を指定するための基礎調査を実施した。この調査に基づき、県所管域である29市町村を対象に、危険な盛土等を規制する区域の候補区域として、宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域の候補区域を設定した。（土砂対策担当課）

Q：令和6年第3回定例会の中で、県は盛土規制法関係条例の整備を行ったが、内容について確認する。

A：盛土規制法による対策を適切に実施していくため、県は『宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例』を制定し、『土採取規制条例』及び『土砂の適正処理に関する条例』の一部を改正した。（土砂対策担当課）



Q：土砂条例改正前に指定した土砂搬入禁止区域や、土砂条例改正前に許可を受けて行われている土砂埋立行為等は、今後どのように取り扱われることになるのか。

A：既に指定している土砂搬入禁止区域については、盛土規制法による対応に移行するまでに一定の準備期間が必要なことから、施行日から1年の経過措置を設けた。これにより、現地の状況等に応じて施行日から1年となる令和8年3月31日まで、従前の土砂条例に基づく土砂搬入禁止区域の規制が可能となっており、その間に速やかに法への移行を進めていく。また、既に許可を受けている土砂埋立て行為等については、工事の完了見込み時期などを踏まえ、施行日から3年の経過措置を設けており、これにより、施行日から3年となる令和10年3月31日まで従前の土砂条例に基づく指導が可能となっているので、許可行為の完了まで必要な指導を続けていく。（土砂対策担当課）

要望：県及び市町の土砂条例による規制から、盛土規制法による規制に移行するにあたって、地域ごとに規制の強弱が生じないように、市町村と十分に調整していただきたい。

国土交通省・農林水産省・林野庁
「危険な盛土等を規制する取り組みが始まります」より

小田貴久 政務活動事務所

〒252-0143 相模原市緑区橋本6-1-7-3 広木ビル1階-2
TEL 042-703-8858 FAX 042-703-8859
E-mail: sagamihara@oda-takahisa.net

小田貴久の県政活動をお届け



公式LINE



公式HP